

# 第59回工大祭実行委員会からのお知らせ

## ▼ペナルティーについて

工大祭期間中、騒音の軽減、構内の安全確保を目的とし、注意を聞かない団体、問題を起こした団体等にその程度に応じたレベル別のペナルティーを施行します。

「実行委員会からの警告」

- ・他の団体、一般客からの苦情が2件を超えた場合。
- ・20時以降の騒音が目立つ場合。
- ・21時半以降に許可無く監視者以外が残っている場合。
- ・酒類（ノンアルコールも含む）を持ち込んでいる場合。

→上記の内容は例であり、全てではない。

◆レベル1～以下の項目に該当する場合、ペナルティー1を受ける～

- ・「実行委員会からの警告」を2回受けた場合。
- ・飲酒および酒類（ノンアルコールも含む）の販売をしている場合。

《ペナルティー1》

- ・顧問教員（又は代理の学生委員）に、警告してもらう。
- ・工大祭終了後1ヶ月以内に、構内奉仕活動を行い、実行委員会まで証明書を提出する。

◆レベル2～以下の項目に該当する場合、ペナルティー2を受ける～

- ・レベル1での処分の後、改善が見られない場合。

《ペナルティー2》

- ・ペナルティー1を含む。
- ・顧問教員（又は代理の学生委員）に、指導してもらう。
- ・それ以降、今年度は営業停止処分とする。

◆レベル3～以下の項目に該当する場合、ペナルティー3を受ける～

- ・レベル2での営業停止処分に従わない場合。
- ・故意に備品を壊した場合。
- ・暴力、暴行事件を起こした場合。
- ・その他、非社会的行動を起こした場合。

《ペナルティー3》

- ・ペナルティー2を含む。
- ・来年度の模擬店出店を禁止とする。

※期限内に構内奉仕活動の証明書を実行委員会まで提出しなかった場合、該当する団体とその模擬店出店者は来年度以降、ペナルティーと同じ年数分の模擬店出店の禁止に加え、学生委員会に報告します。

※内容に変更が生じた場合、今後の説明会、立て看板等でお知らせします。